

秋 田 県

土木工事共通仕様書

令和 7 年 1 0 月 1 日以降適用

土木工事施工管理基準

【 空 港 編 】

赤字：秋田県独自項目

青字：今回改訂部分

(R7.10.1改訂)

—表紙(裏)空欄—

秋田県土木工事共通仕様書[R7. 10. 1 適用]

空港土木工事施工管理基準

この空港土木工事施工管理基準(以下「管理基準」とする。)は、土木工事共通仕様書第1編 1-1-1-26「施工管理」及び第5編 5-1-1-4「施工管理」に規定する土木工事の施工管理及び規格値の基準を定めたものである。

1. 目的

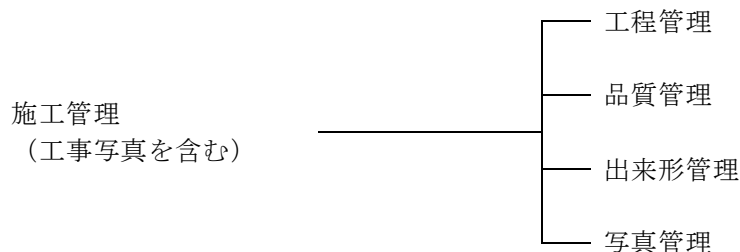
この管理基準は、空港土木工事の施工について、契約図書に定められた工期、工事目的物の出来形及び品質規格の確保を目的とする。

2. ■適用

この管理基準は、原則として秋田県が発注する空港制限区域内の空港土木工事に適用するものとし、空港場外の土木工事については第1編共通編を適用するほか、設計図書に明示されていない仮設構造物等についても本基準の適用外とする。

また、工事の種類、規模、施工条件等により、この管理基準の適用により難しい場合、または、基準、規格値が定められていない工種については、監督職員と協議の上、施工管理を行うものとする。

3. 構成



4. 費用負担

施工管理の各項目に要する費用は、すべて受注者の負担とする。

5. 報告

受注者は、設計図書に示す試験項目、方法及び頻度に従って施工管理を行い、その結果を速やかに取りまとめ、監督職員に報告しなければならない。

6. 監督職員の立会

受注者は、設計図書に明記された事項のほか、あらかじめ指示された試験または検査の実施にあたっては、監督職員の立会を受けなければならない。

秋田県土木工事共通仕様書[R7. 10. 1 適用]

い。

7. 規格値

(1) 規格値

工事目的物を建設するための規格値は、「品質管理基準及び規格値」及び「出来形管理基準及び規格値」によるものとし、管理表に定められた項目、方法、頻度により測定しなければならない。

(2) 合格判定

工事目的物が設計図書に定める品質及び出来形について、「品質管理基準及び規格値」及び「出来形管理基準及び規格値」の規格値の範囲内に施工したことの確認をもって合否の判定を行う。

8. 工程管理

受注者は、工事施工に先立ち作成した計画工程表に従って、工事が円滑に完成するよう工程の管理を行わなければならない。

9. 品質管理

受注者は、「品質管理基準及び規格値」により工種別に示された内容についてすべての工事に品質管理を実施し、その結果を整理しなければならない。

(1) 無筋、鉄筋コンクリート

受注者は、1日の打込み量が 10m^3 未満の場合は、監督職員の承諾を得て品質管理を省略することができる。

(2) 土工

受注者は、土工量が $1,000\text{m}^3$ 未満の場合は、監督職員の承諾を得て品質管理を省略することができる。

(3) コンクリート舗装工

受注者は、1日のコンクリート打込み量が 20m^3 未満の場合、監督職員の承諾を得て品質管理を省略することができる。

(4) アスファルト舗装工

受注者は、1日の舗装面積が 200m^2 未満の場合は、監督職員の承諾を得て品質管理を省略することができる。

(5) その他の工種

石・ブロック積（張）工、地盤改良工、法面工、擁壁工、カルバート工、小型水路工、緑地工、柵工、境界杭工及びブラストフェンス工、ケーブルダクト工、杭工及び矢板工、塗装工、溶接及び切断工、飛行場標識工及び標識工、タイダウンリング工及びアースリング工、道路附属施設工及び維持修繕工事については、施工規模によっては監督職員の承諾を得て、品質管理を省略することができる。

秋田県土木工事共通仕様書[R7. 10. 1 適用]

- (6) 工事写真による品質管理
工事写真による品質管理は、「写真管理基準」による。

10. 出来形管理

- (1) 直接測定による出来形管理
 - ①受注者は、「出来形管理基準及び規格値」により工種別に示された内容について、すべての工事に出来形管理を実施し、その結果を整理しなければならない。
 - ②受注者は、設計図書を使用して、設計値と測定値が比較対照できるものを作成しなければならない。
- (2) 工事写真による出来形管理
工事写真による出来形管理は、「写真管理基準」による。
- (3) 情報化施工

土工の出来形管理については、「情報化施工技術の使用原則化について」(平成 25 年 3 月 15 日付け国官技第 291 号、国総公第 133 号)による**ものとする**ことができる。

ただし、「T Sを用いた出来形管理要領(土工編)」は「3 次元計測技術を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」に読み替えるものとし、「T Sを用いた出来形管理の監督・検査要領(道路土工編)」は「T S等光波方式を用いた出来形管理の監督・検査要領(土工編)(案)」に読み替えるものとする。

I C T施工において、3 次元データを用いた出来形管理を行う場合は(基本施設舗装の表層・基層・コンクリート版・アスファルト中間層・セメント安定処理・アスファルト安定処理を除く)、「3 次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定によるものとする。

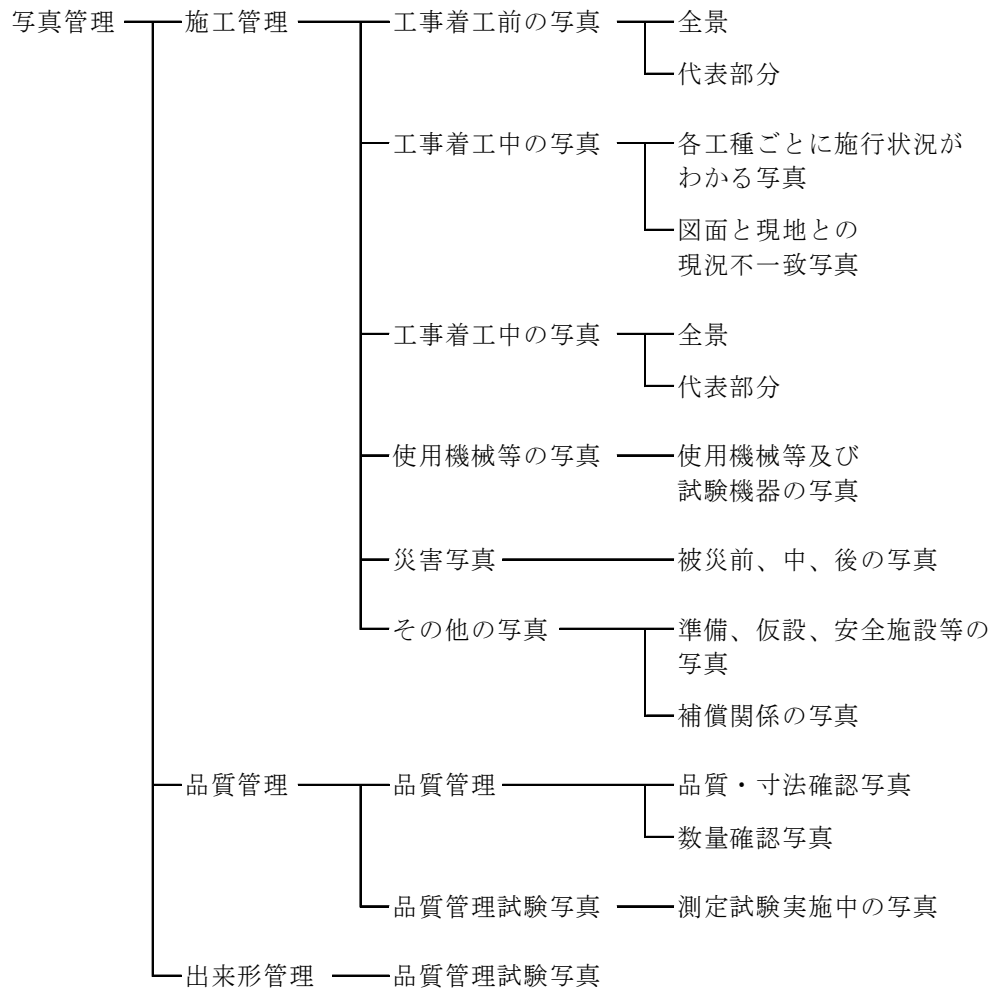
なお、ここでいう 3 次元データとは、工事目的物あるいは現地地形の形状を 3 次元空間上に再現するために必要なデータである。

11. 写真管理

- (1) 一般
受注者は、「写真管理基準」に基づき、写真管理を実施しなければならない。

秋田県土木工事共通仕様書[R7.10.1 適用]

(2) 写真管理の構成



- ①受注者は、工事着手前と工事完成後の全景が比較できるように撮影しなければならない。
- ②受注者は、工事の実施、現場条件の変更、臨機の処置、支給材料、貸与品、現場発生品及び工事中の安全管理について、工事施工中の状況把握ができるように工事段階ごとの状況写真を撮影しなければならない。
- ③受注者は、工事中の被災写真について、全景及び部分写真により被災前と被災後の状況等の比較ができるように撮影しなければならない。
 なお、施工管理については、同じ工事内容を繰り返す場合の撮影は代表的な1サイクルとし、他のサイクルは省略できるものとする。

(3) 撮影方法

- ①受注者は、被写体の状況、場所、時期、形状寸法の確認、判断ができるように撮影しなければならない。
- ②写真には、必要に応じ次の事項を記入した小黒板を入れて撮影する。
 (イ) 工事名

秋田県土木工事共通仕様書[R7. 10. 1 適用]

- (ロ) 工種
- (ハ) 測点番号
- (ニ) 設計寸法
- (ホ) 実測寸法
- (ヘ) 略図
- (ト) 撮影場所
- (チ) 撮影方法
- (リ) その他

小黒板の判読が困難となる場合は、「デジタル写真管理情報基準」に規定する写真情報（写真管理項目一施工管理値）に必要な事項を記入し、写真に添付して整理する。

また、特殊な場合で監督職員が指示するものは、指示した項目を指示した頻度で撮影するものとする。

- ③ 写真はカラー写真とする。
- ④ 受注者は、電子媒体による写真について、必要な文字、数値等の内容の判読ができる機能、精度を確保できる撮影機材を用いなければならない。
(有効画素数100～300万画素程度とする。)
- ⑤ 受注者は、必要に応じ被写体の寸法がわかる様に、スケール（巻尺、ポール、箱尺等）を必要箇所に加えて撮影しなければならない。
- ⑥ デジタル工事写真の小黒板情報電子化については、「デジタル工事写真の小黒板情報電子化の運用について」（平成29年6月14日付、航空局 航空ネットワーク部）に基づくものとする。なお、写真の信憑性を考慮し、写真編集は認めない。

映像と読み替える場合は、以下も追加する。

- ⑦ 夜間など通常のカメラによる撮影が困難な場合は、赤外線カメラを用いる等確認可能な方法で撮影する。
 - ⑧ フレームレートは、実速度で撮影する場合は、30fps程度を基本とする。高倍速での視聴を目的とする場合は、監督職員と協議の上、撮影時に必要な間隔でタイムラプス映像を撮影することができる。
- (4) 情報化施工及び3次元データによる施工管理

「3次元技術計測を用いた出来形管理要領（案）」による出来形管理を行った場合には、出来形管理写真の撮影頻度及び撮影方法は、写真管理基準のほか、同要領の規定による。また、「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」による品質管理を行った場合には、品質管理写真の撮影頻度及び撮影方法は、写真管理基準のほか、同要領の規定による。

(5) 整理

- ① 受注者は、写真を工種ごとの施工順序にしたがって張付け、必要に応じて内容等を記入しなければならない。

秋田県土木工事共通仕様書[R7.10.1 適用]

- ②受注者は、監督職員に提出する写真を、「デジタル写真管理情報基準（国土交通省）」により整理しなければならない。
アルバムの大きさは、A-4判（21cm×29.5cm）程度とし、表紙には施工年度、工事名、工期、受注者名を記入しなければならない。
- ③受注者は、電子媒体を提出する場合は、CD-Rを原則とし、「工事完成図書」の電子納品等要領（国土交通省）」の規定によらなければならない。
- ④受注者は、撮影後、速やかに写真の適否を確認し、撮影されていないものは撮り直しを行わなければならない。また、再撮影が不可能な場合、ただちに監督職員に報告し、その処置について指示を受けなければならない。なお、この処置に要する費用は、受注者の負担とする。